

○総社市高梁川出水災害危険区域に関する条例施行規則

令和5年3月23日  
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市高梁川出水災害危険区域に関する条例（令和5年総社市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域)

第2条 条例第2条第1項の規定により指定する災害危険区域は、河川管理者が行う堤防整備等の状況を勘案したものでなければならない。

(告示の方法)

第3条 条例第2条第2項に規定する告示は、次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

(1) 条例第2条第1項の規定により市長が指定する区域

(2) 条例第2条第2項に規定する図書の縦覧場所

(建築の認定の申請)

第4条 条例第3条の規定により市長の認定を受けようとする者は、当該建築物の建築に着手する前に、総社市高梁川出水災害危険区域内建築物認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、正副2部を市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 平面図

(3) 立面図

(4) 地盤面の高さ及び条例第3条に規定する建築制限基準高を表示した配置図並びに建築物及び敷地の断面図（2面以上）

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請のあった建築物が、条例第3条各号のいずれかに該当するときは、総社市高梁川出水災害危険区域内建築物認定通知書（様式第2号）により、該当しないときは、総社市高梁川出水災害危険区域内建築物認定却下通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

総社市高梁川出水災害危険区域内建築物認定申請書

災害危険区域内に建築物を建築したいので、総社市高梁川出水災害危険区域に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 所在地
- 2 建築物の用途
- 3 建築制限基準高より下の部分における居室の有無
- 4 構造種別
- 5 工事（新築等）の種別
- 6 仮設期間（応急仮設建築物又は仮設建築物の場合）
- 7 添付書類
  - （1）位置図
  - （2）平面図
  - （3）立面図
  - （4）地盤面の高さ及び建築制限基準高を表示した配置図，建築物及び敷地の断面図（2面以上）
  - （5）その他市長が必要と認める書類

第 年 月 日

様

総社市長



総社市高梁川出水災害危険区域内建築物認定通知書

年 月 日付けで申請のあった建築物の建築については、次のとおり認定したので、総社市高梁川出水災害危険区域に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

- 1 所在地
- 2 建築物の用途
- 3 建築制限基準高より下の部分における居室の有無
- 4 構造種別
- 5 工事（新築等）の種別
- 6 仮設期間（応急仮設建築物又は仮設建築物の場合）
- 7 その他

第 年 月 日

様

総社市長



総社市高梁川出水災害危険区域内建築物認定却下通知書

年 月 日付けで申請のあった建築物の建築については、次の理由により認定しないこととしたので、総社市高梁川出水災害危険区域に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

（理由）

（教示）